

政令第 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十二条の四第四項、第十六条の五第一項及び第十六条の七第一項、同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十四並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号から第三号まで、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号から第四号まで及び第四項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とし、第十九条

から第二十三条までを五条ずつ繰り下げる。

第十八条（見出しを含む。）中「第十六条の五第一項」を「第十六条の六第一項」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。

二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（法第十六条の五第一項の政令で定める作業）

第十九条 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業

二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

（法第十六条の五第一項の政令で定める要件）

第二十条 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二 農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の五第一項の政令で定める基準）

第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。

四 第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出しを「(国家戦略特別区域限定保育士事業に関する読替規定)」に改め、同条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に、「第六条から」を「第七条から」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の表第六条の項、第八条の項及び第十三条第一項及び第十五条第一号の項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同表第十四条の項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第十五条第三号の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表第二十条の項中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあつては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六条第三項第一号中「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」に改め、同項第五号イ中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改め、同条を第七条とする。

第五条（見出しを含む。）中「第十二条の四第四項第三号」を「第十二条の五第四項第三号」に改め、同条第十号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を

加える。

(国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等)

第五条 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第四項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とする。

この場合において、同項の規定により法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の規定は、適用しない。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」という。

	<p>満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>）に係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く。）を受けようとする満三歳以上保育認定子ども</p>
<p>とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めると</p>	<p>特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該教育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども</p>	<p>とする</p>

				第五項	
当該満三歳未満保育認定子ども	当該満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定地域型保育 とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	満三歳未満保育認定地域型保育 とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	満三歳未満保育認定子どもが	ころにより、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする
当該教育認定子ども	当該教育認定子ども	とき	特別利用地域型保育等 とき	もが	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが

2

法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により

読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子ども・子育て支援法施行令第九条及び第十条の規定の適用については、同令第

九条第一項第一号及び第十条第一項第一号中「十万四千元」とあるのは「十万千元」と、「十万二千四百円」とあるのは「九万九千四百円」と、同令第九条第一項第二号及び第十条第一項第二号中「八万円」とあるのは「七万七千元」と、「七万八千八百円」とあるのは「七万五千八百円」と、同令第九条第一項第三号及び第十条第一項第三号中「六万千元」とあるのは「五万八千元」と、「六万百円」とあるのは「五万七千百円」と、同令第九条第一項第四号及び第十条第一項第四号中「四万四千五百円」とあ

第七項		第三項第一号	特定地域型保育事業者又は当該国家 戦略特別区域特定小規模保育事業者 費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用	次条第二項第二号又は第三号	特定地域型保育事業者 費用
-----	--	--------	--	---------------	------------------

るのは「四万五千五百円」と、「四万三千九百円」とあるのは「四万九百円」と、同令第九条第一項第五号及び第十条第一項第五号中「三万円」とあるのは「二万七千円」と、「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、同令第九条第一項第六号及び第十条第一項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、同令第九条第一項第七号及び第十条第一項第七号中「九千円」とあるのは「六千円」と、同令第九条第二項及び第十条第二項中「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、「九千円」とあるのは「六千円」と、「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」とする。

3 前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十四条各号列記以外の部分（同令附則第十七条において引用する場合を含む。）中「及び第九条」とあるのは「第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」、第十条（特区法施行令第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同

じ。）及び第十一条」と、同令第十四条の二第一項各号列記以外の部分（同令附則第十七条の二において引用する場合を含む。）中「及び第九条から前条まで」とあるのは「、第九条から第十三条まで及び前条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、同令第二十三条第三項第一号中「第十四条の二」とあるのは「第十四条の二（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第七条第三項第四号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第五号イ中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改め、同号ハ中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第十二条第二項第七号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条の五第二十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第二十二條の八第二号中「第十二條の四第七項」を「第十二條の五第七項」に改め、同条第三号中「第十二條の四第八項」を「第十二條の五第八項」に改める。

（医療法施行令等の一部改正）

第三條 次に掲げる政令の規定中「第十二條の四第十五項」を「第十二條の五第十五項」に改める。

一 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十五の三第十八号

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第一項、第十四條の二及び附則第三條

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第一条第十三号

四 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第 号）第一条第二十二号

（生活保護法施行令の一部改正）

第四條 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第四條の二第二十八号中「第十二條の四第十五項」を「第十二條の五第十五項」に改める。

第四条の三第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第三十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第五条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第三十五条の五第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中

「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第三十五条の四第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中

「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十五号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同項第四号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第八条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（総合特別区域法施行令の一部改正）

第九条 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条中「次条第三項」を「次条第四項」に、「第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「」を「第二十八条の二第四項中「場合、同項」とあるのは「場合」に、「又は第一項」を「、第一項」に改める。

附 則

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域内において農業支援活動を行う外国人の受入れを適切かつ確実に行うために本邦の公私の機関が適合しなければならぬ基準を定める等国家戦略特別区域法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。